

## 令和元年6月 岩手県教育委員会定例会 会議録

### 1 開催日時

開会 令和元年6月14日(金) 午後1時30分

閉会 令和元年6月14日(金) 午後3時00分

### 2 開催場所

県庁10階 教育委員室

### 3 教育長及び出席委員

佐藤 博 教育長

八重樫 勝 委員

小平 忠孝 委員

芳沢 荃子 委員

畠山 将樹 委員

新妻 二男 委員

### 4 説明等のため出席した職員

佐藤教育次長兼教育企画室長、梅津教育次長

大畑教育企画推進監、山本予算財務課長、新田学校施設課長、山村教職員課総括課長、金野小中学校人事課長、高橋県立学校人事課長、木村学校調整課総括課長、軍司産業・復興教育課長、藤澤特命参事兼高校改革課長、橋場生徒指導課長、小久保学校教育課総括課長、小野寺義務教育課長、里館高校教育課長、高橋特別支援教育課長、清川保健体育課総括課長、佐藤生涯学習文化財課総括課長、岩淵文化財課長  
教育企画室：浅沼主任主査、佐々木主事（記録）

### 5 会議の概要

#### 第1 会期決定の件

本日一日と決定

#### [事務報告]

#### 第2 事務報告1 岩手県立博物館における文化財への不適切な行為について（生涯学習文化財課）

別添事務報告により報告

八重樫委員：文化財については素人なので分かりませんが、他の部署から重大案件について報告がある際には、事前に電話連絡等があり、その後ファックスにて報告があることがほとんどです。しかし、今回は事前の説明もなくファックスで報告があったので、これはどういうことだと思いました。今回の事案は新聞記事等から情報を得ましたが、博物館は何をやっているのかと感じたのが第一印象です。また、マスコミ各社も、記者会見は不適切な対応であったと報道しています。私は全くすっきりしない気持ちで今回の報道を見ているんですけども、これまでの対応では何がまずかったのでしょうか。また、課長の皆さんはどのように捉えているのでしょうか。

佐藤生涯学習文化財課総括課長：これから過去に遡り組織マネジメントについて点検をする必要があると考えているので、何が悪かったのか具体的に申し上げることはこの場で控えるということについてはお許しをいただきたいです。いずれにしても、新聞の報道では、当時の処分はどうだったのかという指摘もされているので、そのあたりも改めて点検する必要があると考えています。

佐藤教育長：私からも一点申し上げたいと思います。6月5日に第一報があり、教育委員の皆様へ情報提供をするように指示をしました。詳細について丁寧に電話等による状況説明や資料提供等、きちんと対応しなかったことについて、お詫び申し上げます。

八重樫委員：組織について、県教委と文化振興事業団、県立博物館、埋蔵文化財センターの組織上の関係はどうなっていますか。また、それに関連して、県教委との協議を踏まえて処分したとありますが、処分した当時は私もこの場に座っているはずですが、その資料に載っていません。どこで協議したの

でしょうか。

佐藤生涯学習文化財課総括課長： 県教委、県立博物館及び文化振興事業団との関係性ではありますが、県立博物館は県の施設でありまして、生涯学習文化財課が所管しています。実際の運営について、管理部門において指定管理者制度を導入しており、その指定管理者が(公財)岩手県文化振興事業団となっています。そして、県が行うべき県立博物館の学芸業務については委託という形をとっており、その受託者も、(公財)岩手県文化振興事業団となっています。また、学芸業務等を担う専門職員等の人材を、現在では、副館長以下9名を同事業団に派遣しています。

山村教職員課総括課長： 今回の対象となる職員は、県から派遣していた職員ではありますが、懲戒処分等も含めた服務的な処置については、派遣契約に基づいて、派遣元の県教委と派遣先の文化振興事業団が協議して行うとされています。本事案については、文書訓告ということで、文化振興事業団から報告を受け、それを県教委として適切だと考え、文化振興事業団で処分したものです。

小平委員： 山村課長から、派遣職員に対し文書訓告の措置を行ったと発言がありました。その前に、私自身が非常に残念だと思うのが、処分の内容について我々が知らなかったことです。当時の事案が発覚して文書訓告の処分以前は、考古学の委託業務は杜撰だという話を聞いていたので、果たしてそれでいいのかと感じていました。結局それが平成26年に発覚しましたが、その時に、委託している文化振興事業団に派遣した県教委職員に対しそのような処置をしたが、それを知らなかったことについて一番悔しい思いがあります。平成26年以前の状況というのは、今説明いただいた状況のように、問題が起きて然るべき状況だったと思います。このような委託業務は、然るべき契約書等の書類を作るべきではないかと前から感じていました。実際にこのような事案が発覚し、新たなマニュアルや、正式な委託業務に係る文章が作成されましたが、これは当然のことだと思います。なぜ派遣職員の処分の際に、その処分措置が我々に伝わってこなかったのか、非常に残念です。もし我々に伝わっていたとしたら、疑問に思っていた点が多々あったので、その事案を厳しく追及したはずですが、また、県立博物館の専門職員は、業務に非常に精通していたため、県内だけでなく全国から委託業務が殺到していたことは知っていました。それが故に専門職員が何か問題を起こすかもしれないという話を聞いていたことも事実ですが、私はそのように見えなかったもので、今回の事案が起こったことに非常に驚きました。博物館以外に文化振興事業団へ委託した施設はどのようなものがありますか。

佐藤生涯学習文化財課総括課長： 美術館があります。

小平委員： 職員を派遣しているのですから、何か事案が発生したときは、どのような事案だったか県の教育委員会において、公開の場で報告してほしいと感じます。そのようにすれば、ある程度分かる部分は指摘できると思います。

二つ目は、このような事案が起きたからには、通例では早急に解明することが必要だと思いますし、報道機関からも早急に対処すべきだという声が上がっています。確かに重要文化財については最優先に対応すべきだとは思いますが、本事案の場合は、丁寧に、後から同様の事案が再び起こらないようにすることと、県立博物館に委託した市町村や団体に、懇切丁寧に説明することが責務だと私は考えていますので、よろしく願います。

佐藤生涯学習文化財課総括課長： 一点目の定例会への報告についてですが、確認していませんが、処分については文化振興事業団が行ったものであり、県教委が行っていないものであることから報告がなかったように考えられますが、いずれにしても、県立の社会教育施設の運営上の課題という意味では、きちんと説明すべきであったと思います。

二点目についてですが、本事案を受けて、県の文化財行政、あるいは県立博物館に寄せられていた信頼が崩れかけているように感じられています。小平委員からの発言のとおり、あまり拙速にならず、十分に、丁寧に調査をし、できるだけ全容を明らかにして、それを踏まえた適切な再発防止策を講じることが重要だと考えています。丁寧に調査を進め、適宜公表したいと考えています。

畠山委員： 拙速にならず、十分に丁寧に調査を進めるということは、調査対象が膨大という意味では、先ほどの小平委員の発言のとおり行っていただきたいと思いますが、何が悪かったのか組織マネジメントを含めて点検するということは、分けて考えた方が良く感じます。そちらについては、過去の組織に何があったのか調べれば早く分かることもあると思いますし、報道をみて不信感を抱いている県民も、マネジメントの面で不信感を抱いている方が多いと思います。そちらについて、速やかに調査できる部分については速やかに動いていただきたいですし、時間がかかる部分については丁寧に進めていただきたいと思います。その2つは分けて考えていただき、一刻も早く県民の不信感を取り除くような対応をしてほしいと思います。

佐藤生涯学習文化財課総括課長： 御指摘のとおり、委託者から預かったものに対する無断のサンプリング

を行ったか否かという確認作業と並行しながら、情報共有やマネジメントの部分についても、各機関が関わりあうところなので、本当に適切であったか確認を進めていかなければならないと感じています。いずれ、鉄製品の調査については、節目での区切りがつくごとに随時ご報告できると思いますし、主にマネジメントの部分については、庁内で処理する部分が多くあるので、こちらは早い段階でご報告できると思っており、当事者ではありますが期待をしています。

新妻委員：問題が発生して平成27年5月から受託業務は中断しています。再開したのは平成29年6月からです。この2年間は、埋蔵文化財センターや市町村教委からの業務の委託はされていないということでしょうか。当時の学芸員が個人で引き受けていないと思いますので、機関同士のやり取りは全くなかったという認識で良いのでしょうか。マニュアルができた29年度以降は、マニュアルどおりに受託業務を行っているかという点も調査の対象にしたほうが良いと思いますし、丸2年間受託は全くなかったかどうか事実関係もはっきりさせるべきだと思います。当時文化財レスキュー等の需要も無かった訳ではないと思いますので、市町村教委等は、博物館が引き受けかねるとなると、他の機関等に依頼した可能性もあると思います。そのあたりも踏まえ、事実をはっきりさせるために、2年間の委託の関係についても確認した方が良いと考えます。

また、次長をリーダーとした調査チームを設置して、鋭意努力している最中だと思いますが、調査チームには、専門家や専門家に近いような方々の知識や知恵を借りながら、事実関係だけでなく、当時の調査内容が適切であったか確認する必要もあると思います。切り取った箇所が同じパターンということもありますので、そのあたりも調査する場合ですと、専門家や外部の方を入れるかどうか、考えているとは思いますが、お聞きします。

加えて、新聞等によれば文書訓告処分で公表はしなかったことになっていると思いますが、これだけの専門性を持っている方なので、学会に加盟されていると思います。今は学会の研究倫理が非常に厳しく言われており、各研究機関等が倫理委員会を設置し活動しています。本事案では、それぞれの団体が判断することになるものの、研究者としての社会的な責務、あるいは研究者を雇っている側の社会的な責務についても問われることがあるかもしれないので、今後、新たに決まれば検討してもらえれば良いと考えます。

佐藤生涯学習文化財課総括課長：一点目の受託業務を中断した間に本当に何も受け入れていなかったのかということについてですが、申し訳ございませんがまだ把握できておりません。教育長からは全てゼロベースで調査をするよう指示を受けていますので、推測ではなく、本当に受託の事実は無かったことを確認することが、今回の調査の重要なミッションであると考えています。

二点目の調査チームに専門家を入れることについてですが、教育次長をリーダーとする調査チームには、大学教授や専門家等の、その領域のスペシャリストに参加いただいて、適宜ご指導いただくことにしています。現在、文化庁からアドバイスを受けながら人選を進めています。すでに回答を待っている状態の方もいます。いずれにしても、複数の専門家に助言をもらいながら調査を進めていきたいと考えています。調査方法や内容について検討を進めているところですが、その上で、調査方法の適切性に関して助言を受けながら進めていくべきであると考えています。

三点目の学会ということについてですが、発言を承っておくこととし、コメントは差し控えたいと思います。厳しいモラルが求められる時代ですので、適切な処置や対応が必要だと考えています。

芳沢委員：県教委からのお知らせや、様々な報道機関の記事を見たりしましたが、本事案については市町村等から大切な資料を預かっておきながら発生したことです。非常にショックが大きいことであると感じました。熱心な研究者の熱意によってサンプリングが行われたというような記事も一部にはありましたが、やはり県民の中でも、特に歴史や考古学に興味を持っている方にとっては、「何をやっているんだ」という気持ちで捉えている方も多いのではないかと感じました。調査を行うことはもちろん、どのような仕事に就いても大事ですが、このような取り返しがつかないものを取り扱う方の職業倫理や、関わる方の教育についても、改めて確認しながら進めていかなければならないと感じました。やはり、今回のようなことを独断で行われてしまうと、文化財は貴重な財産ですので、困ることだと思います。

佐藤生涯学習文化財課総括課長：御指摘いただいたとおり、文化財は県民あるいは国民の共有の財産です。県の文化財行政として、それを適切に管理して利用していかなければならない立場にありますので、今回の事案は、博物館の現場職員や我々も含め、改めて我々がなすべきことは何かということを考えさせられる機会になったところです。いずれ、今後求められる体制で、適切に着実に業務を推進できる体制作りのためにも、調査を進めたいと思います。

小平委員：ただいま発言があったとおり、県有財産であるので、非常に貴重なものもあると思いますが、

今日は調査方法が非常に進歩して、サンプリングという行為が行われなくなってきたことが現実です。しかし、過去においてはサンプルを採取して、どのような歴史的背景や文化的背景があるか解明するために必要だった時期もありました。ですので、これを切り取ることが全て駄目であるというわけではなく、そのような時期もあったということ間違えないでいただきたいと思います。しかし、サンプルを取る際には、個人も含めて委託した先に承諾を得ることが基本的なスタンスです。そのあたりは誤解のないようにしていただきたいですし、サンプリングが全て駄目ということではなく、それを行うことで歴史的背景が解明したこともあります。全的に否定するわけではなくて、個人の研究のために誤った方法でサンプリングを行うことが駄目なのです。サンプリングを行うために、しっかり了承を得ること、そしてその結果を公表するというような項目を盛り込んだ契約書が必要であると常に感じています。サンプリングをすること自体が駄目だということに関しては、疑問があります。

佐藤生涯学習文化財課総括課長：御指摘いただいたとおり、無断でサンプリングをしたことが駄目なのであって、依頼に基づいたサンプリングは当然あることですので、そのことについては改めて頭に入れておくべきことだと思います。また、機械も進歩していますので、破壊分析と非破壊分析という言葉もあり、技術の進歩とともに非破壊分析が主流になってきているようです。いずれにしても、御指摘いただいたことは肝に銘じて臨みたいと思います。

八重樫委員：県民からいただいた指摘について報告したいと思います。個人を攻撃するつもりはないですが、記者会見の映像を見た方から、対応のまずさということについて指摘をいただきました。謝罪会見の表情や話し方等も十分気を付けるべきだと思います。調べる以外にも、そのような点について十分注意すべきでないかと感じました。何件か職員を指導するように私の自宅に連絡があったということをお伝えします。加えて、文化財に心無い悪戯をしたということが全国的にニュースになることがあります。今回は観光客でなくプロが行ったことですので、失った信用を取り戻すよう頑張ってもらいたいと思います。

佐藤教育長：先ほどの会見でも、県教委の不祥事が多いということで、指摘を受けました。県教育委員会の信頼の回復、それから博物館の信頼を回復することが、教育長である私の責務であると考えています。職業倫理のお話もありましたが、そのことも含め、職員に対してのコンプライアンスの徹底や、職業倫理についても留意するよう、指示をしたいと思います。

#### [議案]

#### 第3 議案第1号 岩手県立中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（学校教育課） 別添議案により説明

新妻委員：内容に意義は全くありませんが、改正は完了するまで毎年行うのでしょうか。  
小野寺義務教育課長：規則によりこの変更は毎年度行うこととなっています。

原案どおり決定

#### 第4 議案第2号 岩手県生涯学習審議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて（生涯学習文化財課） 別添議案により説明

原案どおり決定

#### 第5 議案第3号 岩手県社会教育委員の委嘱及び解嘱に関し議決を求めることについて（生涯学習文化財課） 別添議案により説明

原案どおり決定

#### 第6 議案第4号 岩手県立図書館協議会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて（生涯学習文化財課） 別添議案により説明

八重樫委員：任命と委嘱及び解任と解嘱の違いはあるのでしょうか。

佐藤生涯学習文化財課総括課長：設置条例において使用されている文言をそのまま使用しているため、任命と委嘱の使い分けをしています。

八重樫委員：法に基づいて使い分けしているということでしょうか。

佐藤生涯学習文化財課総括課長：忠実に法に基づいて使い分けしています。

新妻委員：中村委員が任命で細川委員が解任ということですが、任命は7月1日付ということでしょうか。

佐藤生涯学習文化財課総括課長：そうです。

新妻委員：その間、委員会や審議会はないということでしょうか。

佐藤生涯学習文化財課総括課長：そのとおりです。

#### 原案どおり決定

### 第7 議案第5号 岩手県立博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて（生涯学習文化財課）

#### 別添議案により説明

小平委員：この案でいいと思いますが、博物館協議会委員は、今般の不祥事のように、何か問題があった場合には活動したりするのでしょうか。

岩渕文化財課長：現段階で具体的に何かをやってもらうことは考えていませんが、博物館の運営に関して意見をいただいていたので、今回の事案についても様々な意見をいただきたいと考えています。

小平委員：運営に関する意見を聞くという発言がありました。このような事案が起きた中で、以前は考古学系の委員もいたと記憶していますが、今回はいません。博物館の考古学分野は大きな割合を占めていると思いますが、そのような専門家が委員として参画してもらうことが大事であると感じます。今回の案について異議はありませんが、次回以降そのような方々を入れることによって、意見を聞いたりすることができると思います。以前から感じていましたが、是非お願いします。併せて、これは要望ですが、教育委員の皆様、博物館を見に行きませんか。

八重樫委員：タイミングを見計らって訪問したいと思います。先日、秋田県の博物館を視察しましたが、非常に良かったです。小中学生がたくさん来ていました。そういう意味では、我々も見ておく必要はあると思います。

岩渕文化財課長：協議会委員に係る学識経験者の任命ですが、博物館に考古部門はあるものの、確かに今回は考古の分野の方はいません。今後はバランスよく任命したいと思いますので、検討したいと考えています。また、委員の皆様にも博物館を是非見ていただきたいと思いますので、これから具体的なことについて考えますが、よろしくお願いします。

畠山委員：2点質問です。1点目は委員の公募について、これから公募し、1月の会議までに委員を1名追加で任命するという認識で良いのでしょうか。2点目は公募の方法について、今までの公募方法と今後の公募方法について教えてください。

佐藤生涯学習文化財課総括課長：公募について、我々が所管している審議会がいくつかありますが、博物館協議会だけが公募できていないという実情がありました。専門性が高いことが原因かもしれませんが、公募する時期の調整にかなり時間を要したこともあり、今回は年度をまたぐ時期に公募をしなければならぬ状況となってしまったため、公募できませんでした。これまでは、県のホームページや市町村への通知等で公募をしていましたが、畠山委員から御指摘をいただいたとおり、周知の工夫をしなければならぬということを念頭に置き、きちんとした体制での公募をしたく、具体的には全市町村の広報誌に掲載してもらう努力を行いたいと考えています。しかし、市町村の広報誌の期限がまちまちであり、特に年度末と年度始は掲載記事がかなり多い状況であることから、掲載できないことが多い実情があります。このことを踏まえ、秋に向け、全市町村に依頼し、なるべく広く周知し委員を公募する方がよいという判断で、今回は一緒に公募することはしませんでした。お詫びを申し上げます。会議に出席することだけが委員の役割ではありませんので、情報提供

等も委員に行いながら、なるべく早く任命に関しての提案を行い、今後の委員を確保したいと思います。

畠山委員：分かりました。専門家の方々に参加していただく良さ、考古分野の方に参加いただく良さ  
とあると思いますが、特に今回の問題が発生してしまったわけですから、是非とも色々な方の意見  
を取り入れられるようにしていただきたいと思います。

原案どおり決定

議案第6号以降については、非公開とする議決がなされた。

第8 議案第6号 学校職員の懲戒処分に関し議決を求めることについて(教職員課)

第9 議案第7号 学校職員の一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分に関し議決を求める  
ことについて(教職員課)

別添議案により説明

原案どおり決定

[免職 横領、文書偽造及び公金等の不適正処理等 27歳 男性 小学校 主事 松原康昭 中部教  
育事務所管内]

[事務報告]

第10 事務報告2 いじめ重大事態について(学校調整課)

別添事務報告により報告

会議結果の公表は、教育長に一任することとして議決された。